

瀬戸市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 9 号

瀬戸市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部 を改正する規則

瀬戸市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（令和 6 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第 6 条 条例第 9 条第 3 項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 市長の事務部局の特定管理監督職群 瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）に定める支所の支所長、クリーンセンターの所長、児童発達支援センターのセンター長、副センター長、園長及び室長、浄化センター管理事務所の所長、ノベルティ・こども創造館の館長、瀬戸市美術館の館長、瀬戸蔵ミュージアムの館長、斎苑の苑長、資源リサイクルセンターの所長、交通児童遊園の園長、せとつ子ファミリー交流館の館長、こども若者家庭センターのセンター長及び副センター長並びに保育所の統括園長及び園長 (2) <省略>	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第 6 条 条例第 9 条第 3 項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 市長の事務部局の特定管理監督職群 瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）に定める支所の支所長、クリーンセンターの所長、児童発達支援センターのセンター長、副センター長、園長及び室長、浄化センター管理事務所の所長、ノベルティ・こども創造館の館長、瀬戸市美術館の館長、瀬戸蔵ミュージアムの館長、斎苑の苑長、資源リサイクルセンターの所長、<u>市民サービスセンターの所長</u>、交通児童遊園の園長、せとつ子ファミリー交流館の館長、こども若者家庭センターのセンター長及び副センター長並びに保育所の統括園長及び園長 (2) <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。